

○航空自衛隊における感染症対策に関する達

平成11年6月25日 航空自衛隊達第19号
航空幕僚長 空将 平岡 裕治

改正 平成16年7月9日 航空自衛隊達18号 平成20年7月7日 航空自衛隊達30号

自衛隊における感染症対策に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第27号）第11条の規定に基づき、航空自衛隊における感染症対策に関する達を次のように定める。

航空自衛隊における感染症対策に関する達（登録報告）

（趣旨）

第1条 この達は、自衛隊における感染症対策に関する訓令（以下「訓令」という。）に基づき、航空自衛隊における感染症対策に関して必要な事項を定めるものとする。

（感染症の届出）

第2条 医官（自衛隊において勤務する医師をいう。以下同じ。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の定めにより感染症患者の届出を行う場合には、患者所在地の都道府県知事の定める様式によって行うものとする。

（分屯基地司令による通報）

第3条 分屯基地司令は、当該基地に所在する隊員が訓令感染症の患者であると診断された場合、当該基地の属する基地の基地司令に通報しなければならない。この場合において、通報に際しては、訓令別記様式第1、別記様式第2又は別記様式第3に準じた書面を添付するものとする。

（感染症発生報告）

第4条 訓令第6条の規定による報告は、同項に規定するもののほか、前条の規定により通報を受けた基地司令が行うものとし、航空幕僚長（首席衛生官気付）に報告するものとする（06-M47-AR（C-1））。

（年度報告）

第5条 訓令第11条の規定による提出は、翌年度5月末日までに航空幕僚長（首席衛生官気付）に報告するものとする（06-M48（C-1））。

（防疫委員会及び防疫班の設置）

第6条 基地業務を担当する部隊等の長（以下「基地業務担当部隊等の長」という。）は、感染症が流行し、又は流行の兆しがあるときには、防疫委員会及び防疫班を設置することができる。

2 防疫委員会は、基地等所在の部隊等に勤務する幹部で構成し、防疫班には衛生職域

の隊員を主体として、その他の隊員を加えるものとする。

- 3 防疫委員会は、感染症の防あつ及び患者の医療等に関する事項を審議し、防疫班は、その実務に従事して、それぞれ健康管理者を援助するものとする。

(個人情報保護)

第7条 訓令及びこの達の規定に基づき、隊員の個人情報を取り扱う者は、当該情報の保護に関し配慮するものとし、特に配慮が必要な場合の取り扱い要領については別に定める。

(委任規定)

第8条 この達に定めるもののほか、部隊等の感染症対策に関する細部事項については、基地業務担当部隊等の長が定めるものとする。

附 則 (平成11年6月25日 航空自衛隊達第19号)

- 1 この達は、平成11年7月1日から施行する。
- 2 航空自衛隊伝染病予防規則(昭和34年航空自衛隊達第19号)は、廃止する。
- 3 航空自衛隊事故速報規則(昭和60年航空自衛隊達第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成16年7月9日航空自衛隊達第18号)

この達は、平成16年7月9日から施行する。

附 則 (平成20年7月7日航空自衛隊達第30号)

この達は、平成20年7月7日から施行する。